

令和6年度

# 静岡市放課後児童クラブのご案内

<清水区（蒲原東、由比地区を除く）>

◎入会を希望される方は、次の期日までに入会希望先の児童クラブへ申請をしてください。

入会希望月	申請期限	選考結果の通知時期
《4月入会》	1次選考：令和5年10月31日（火）まで 2次選考：令和6年1月31日（水）まで	1次選考：令和6年1月末以降 2次選考：令和6年2月末以降
《5・6・9～3月入会》	入会希望月の前々月の末日まで ※末日が閉所日の場合はその月の最終開所日まで	入会希望月の前月中旬以降
《7・8月入会》 （夏季入会含む）	1次選考：令和6年4月30日（火）まで 2次選考：令和6年5月31日（金）まで	1次選考：令和6年6月中旬以降 2次選考：令和6年6月下旬以降

※期限を過ぎての申請は受け付けません。入会希望月を変更していただく必要があります。

※4月入会、7月・8月入会の選考は1次選考の方が優先となります。

※原則、毎月1日入会となります（夏季入会を除く）。

※希望者多数の場合は入会希望月に入会できない場合があります。

## 【目次】

- 1 放課後児童クラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 放課後児童クラブの利用にあたっての注意事項等について・・・・・・ p 2
- 3 放課後児童クラブ入会手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
- 4 利用料金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6
- 5 再度入会申請をする場合は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 8
- 6 申請内容に変更があったときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 8
- 7 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9
- 8 申請書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 14
- 9 放課後児童クラブ一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 16

## お問い合わせ

静岡市役所 子ども未来局 子ども未来課 児童クラブ係  
〒424 - 8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎9階  
電話：054 - 354 - 2604 FAX：054 - 352 - 7731

各放課後児童クラブ  
p16「9 放課後児童クラブ一覧表」をご覧ください。

# 1 放課後児童クラブの概要

## (1) 放課後児童クラブとは

仕事などで昼間家庭にいない保護者に代わり、支援員・補助員が小学校児童を預り育成する事業です。遊び等を通じて児童の自主性・創造性・社会性を高め、児童の安全と健全な育成を目指しています。

## (2) 開所日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの月曜日から金曜日  
ただし、祝日と年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。

## (3) 開所時間

【学校開校日】

授業終了後から午後6時まで ※ただし、午後6時から午後7時は延長利用可

【学校休校日（夏・冬・春休み等）】

午前8時から午後6時まで ※ただし、午後6時から午後7時は延長利用可

※災害発生時や児童の安全上必要であると判断される場合は、閉所また開所時間の変更等をする場合があります。

## (4) 対象児童（利用可能な家庭）

- ①就労等により保護者が放課後家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童  
※求職活動中・育児休業中の利用はできません。
- ②その他健全育成の観点から利用の必要がある児童
  - ア 保護者が病気療養中
  - イ 保護者が祖父母等の介護をしている
  - ウ 保護者が在学中
  - エ 保護者が職業訓練を受けている
  - オ 母親が産前産後期間中（詳しくは、p9「よくある質問Q3」をご覧ください。）
  - カ その他児童にとって預かりが必要と認められる場合

## (5) 申請可能クラブ

- ①本人が通う学校内にある児童クラブ
- ②小学校敷地外にある児童クラブ

※詳しくはp16「9 放課後児童クラブ一覧表\*印」参照

静大附属静岡小学校を受験予定の方で、受験の結果、希望クラブを変更する場合は  
**令和6年1月19日(金)までに必ず子ども未来課へご連絡ください**（入会を約束するものではありません）。期限を過ぎて申し出た場合は、二次選考の対象となります。

## 2 放課後児童クラブの利用にあたっての注意事項等について

利用にあたって、下記の注意事項等を改めてご確認ください、理解したうえで申請をしてください。

### (1) 放課後児童クラブの利用について

放課後児童クラブは学校の放課後等に、仕事などで昼間家庭にいない保護者に代わり、小学校児童を預り育成する事業です。放課後の時間帯（学校が休みの期間を含む）に、保護者が就労等で家にいない（見守りができない）場合に限り、児童クラブを利用できます。

### (2) 放課後児童クラブを利用できる日（時間）について

児童クラブを利用できるのは、就労証明書で証明されている、保護者が就労している日、就労している時間が基本になります。保護者の就労していない日、または時間には、原則として児童クラブの利用はできません。

就労証明書と実際の就労状況が変更となった場合は、速やかに新しい就労証明書を提出してください。

### (3) 児童のお迎えについて

就労時間を長時間過ぎてからのお迎えや、児童の希望による遅い時間のお迎えなどのご遠慮ください。仕事が終わりましたら、早めのお迎えをお願いします。また、児童の安全上必要な場合は、急遽お迎えをお願いすることがありますので、申請書には必ず連絡のつくご連絡先をご記入ください。

また、小学校内の児童クラブには、**送り迎え専用の駐車場はありません。**自転車や徒歩での送迎にご協力ください。送迎時は、学校のルールの厳守をお願いします。

### (4) 延長利用（午後6時から午後7時）について

児童クラブの基本的な開所時間は午後6時までです。延長利用は、終業後、職場から児童クラブへの移動時間を含め、やむを得ず午後6時を過ぎてしまう保護者を対象とした制度です。午後7時には完全閉所となりますので、必ず午後7時までに児童クラブへお迎えに来てください。

### (5) 習い事等によるクラブ退出後の再利用について

習い事等で児童クラブから一度退出した場合、原則として、同じ日に児童クラブに戻り、再度利用することはできません。退出したあとは、児童クラブで児童の安全の責任を負うことができません。ご了承ください。

### 3 放課後児童クラブ入会手続き

#### 申請前にお読みください

- ①申請書類に記入いただく個人情報、入会選考等児童クラブの運営管理上使用するものであり、他の目的に使用することはありません。
- ②申請書類等に不備があった場合は、入会選考が行えず入会希望月に入会できないことがあります。提出の際には、全ての書類が揃ったことをご確認の上、添付漏れ・記入漏れ等がないようご注意ください。
- ③申請書類の返送は行っておりません。必要に応じて提出前にコピーしてください。
- ④利用料金を滞納されている場合や児童クラブの決まり事を守れない場合は、利用ができない場合があります。

#### (1) 提出書類

次の①～③及びその他該当する書類（④～⑨）を、入会希望児童1人につき1部提出してください。（④～⑨は、兄弟姉妹同時期申請の場合は、写しで構いません。）

- ①放課後児童クラブ入会申請書
- ②放課後児童クラブ入会申請チェックリスト
- ③放課後児童クラブ児童調書

#### 【その他該当する書類】

④就労証明書	就労中（予定）の保護者・同居者全員 ※単身赴任等で別居中の保護者も必要
⑤在学証明書（写も可）または学生証（写） 及び在学期間、授業日数、時間割のわかるもの	就学中（予定）の保護者・同居者全員 （申請児童とその兄弟姉妹を除く）
⑥診断書（写も可）※期間が記載された診断書の場合、期間内に再度提出が必要となります。	病気療養中の方
⑦介護保険被保険者証（写）	要介護認定を受けている方
⑧障害者手帳（写）	障害者手帳の交付を受けている方
⑨母子手帳（写） （表紙及び出産予定日記載ページ）	産前産後期間に利用を希望する方

申請書等は、必ず黒のボールペンでご記入ください。鉛筆やシャープペン、消せるボールペンで記入された書類は受け付けできません。

#### (2) 提出先

入会希望先の児童クラブ

※所在地等はp16「9 放課後児童クラブ一覧表」をご覧ください。

区役所、蒲原支所、児童館での受け付けはしていません。

### (3) 申請における注意事項について

#### ① 就労証明書について

就労証明書の有効期限は、証明日から3か月以内とします。証明日から3か月以内に申請書一式を提出してください。

入会の申請をする時点で、単身赴任している保護者、二世帯住宅や同一敷地内に住んでいる祖父母、同居して就労している叔父叔母などの就労証明書も必要となります。

これら必要な書類がすべて提出されるまでは、書類が揃っていないとみなし、入会選考をすることができません。書類の提出が入会希望月の申請期限を過ぎた場合、入会希望月に入会できない場合がありますので、提出漏れがないように注意してください。

※既に提出した就労証明書の内容に変更が生じた場合は、速やかに入会希望先又は利用中の児童クラブへ新しい就労証明書を提出してください。

#### ② 「留守家庭」要件で小学校を変更している方について

「留守家庭」要件とは、児童が学校から帰宅する時に同居家族が仕事等で留守となるため、親族や知人の預り先に帰宅することを前提に（預かり証明書や申立書兼誓約書に基づいて）、預り先所在地の指定された小学校への変更を教育委員会が認めているものです。

放課後児童クラブも、仕事などで昼間家庭にいない保護者にかわり放課後の児童の居場所を提供する事業であり、「留守家庭」要件の学校変更と同じ目的であることから、両方の制度を併用することはできませんので、指定学校変更制度の「留守家庭」要件を使って、通学する小学校を変更している方は、放課後児童クラブの利用はできません。

#### ③ 保護者が障害者手帳等の要件で申請する場合について

保護者の就労に関係なく、障害者手帳等の提出をもって児童クラブの申請が可能です。ただし、障害者手帳（身体・精神）が3級以下の場合や祖父母等の介護認定の場合は、放課後児童クラブ入会申請書の「児童クラブへの入会が必要な理由」に詳しい状況を必ずご記入ください。

#### (4) 提出期限

入会希望月	申請期限	選考結果の通知時期
《4月入会》	1次選考： <u>令和5年10月31日（火）</u> 2次選考： <u>令和6年1月31日（水）</u>	1次選考：令和6年1月末以降 2次選考：令和6年2月末以降
《5・6・9～3月入会》 《7・8月入会》 (夏季入会含む)	<u>入会希望月の前々月の末日</u> 1次選考： <u>令和6年4月30日（火）</u> 2次選考： <u>令和6年5月31日（金）</u>	入会希望月の前月中旬以降 1次選考：令和6年6月中旬以降 2次選考：令和6年6月下旬以降

期限を過ぎての申請は受け付けません。入会希望月を変更していただく必要があります。  
希望者多数の場合は、申請をしても入会できない場合があります。

#### (5) 入会決定

- ①入会選考については、申請内容・入会希望先児童クラブの状況等を総合的に判断のうえ選考し、入会可否の決定を行うため、**申請をしても入会できない場合があります。**
- ②入会不承認となった場合、入会資格そのものが喪失するわけではありません。入会希望期間中に、申請された児童クラブで退会者等が出た場合、再度選考の対象となり、年度途中からでも入会できることがあります。そのため、入会の必要がなくなった場合は、必ず「辞退届」を提出してください。

#### (6) 退会・辞退・取下げ

以下の場合、期限までに、「放課後児童クラブ（退会・辞退・取下げ）届」を提出してください。（一度提出した退会届等は取下げできません。）

	場合	提出期限	届出の種類
①	入会期間内に退会を希望する場合	退会希望日の属する月の月末まで	退会届
②	入会決定前に申請を取り下げる場合	入会決定通知送付前まで	取下げ届
③	入会決定後、入会の必要がなくなった場合	入会承認期間が始まる前まで	辞退届
④	入会不承認中に入会の必要がなくなった場合	速やかに	辞退届

## 4 利用料金について

### (1) 料金形態

利用料金は以下①②で構成されています。

#### ① 基本料金

- ・在籍児童全員に発生する料金です。
- ・入会した月の1日時点の各世帯の状況をもとに金額を決定します。
- ・世帯の状況により、年度の途中で料金に変更となる場合があります。
- ・月途中の退会や利用日数に応じた日割り計算や返金はいりません。
- ・利用が1日も無かった場合でも利用料金が発生します。

#### ② 延長料金

- ・午後6時を越えてクラブを利用した場合に発生する料金です。
- ・月ごとの利用実績に応じて金額を決定します。

### (2) 金額

月額	軽減区分	通常月	8月	3月	夏休み期間
基本料金	通常	7,500円	12,000円	10,000円	14,600円
延長料金(日額)		100円/回(上限1,000円/月)			

### (3) 利用料金の軽減

兄弟姉妹が同時に利用している世帯や、所得の低い世帯の経済的負担を軽減します。

#### ① 対象世帯及び軽減区分

軽減区分	対象世帯
(1)	生活保護世帯・児童扶養手当全部支給世帯・市町村民税非課税世帯 兄弟姉妹同時利用世帯 1人目は「通常料金」/2人目(年齢が上の児童)が「軽減区分(1)」
(2)	兄弟姉妹同時利用世帯 3人目以降(年齢が上の児童)が「軽減区分(2)」

※「兄弟姉妹同時利用世帯」は、一部の民間児童クラブとの同時利用も対象となります。

#### ② 金額

月額	軽減区分	通常月	8月	3月	夏休み期間
基本料金	(1)	4,550円	6,800円	5,800円	8,380円
	(2)	1,600円	1,600円	1,600円	2,160円
延長料金(日額)		100円/回(上限1,000円/月)			

### ③ 適用方法

児童クラブ入会申請書の内容に基づき、市が世帯状況を確認し、適用します。

ただし、以下のア～エの場合には、別途申請が必要です。申請を希望する場合には、子ども未来課へご相談ください。申請方法についてご案内します。

ア. 令和5年1月1日時点（年度更新処理後は令和6年1月1日時点）で市外にお住いの市町村民税非課税世帯

イ. 入会後に世帯状況が変化し、対象世帯（上記①）に該当する世帯

ウ. 兄弟姉妹が一部の民間児童クラブと公設児童クラブを同時に利用している世帯

エ. 対象世帯と同等の経済状況等特別な事情により軽減が必要な世帯

※軽減要件に該当しなくなった場合は、「放課後児童クラブ利用料軽減対象者承認取消申出書」の提出が必要です。詳しくは、p8「6申請内容に変更があったときは」をご覧ください。

## （４）年度更新処理

下記の区分により、年度の途中に市が軽減の再判定を行います。

判定の結果、料金に変更となる方には通知をお送りします。

軽減区分	対象月	判定の基準年度
児童扶養手当全部支給世帯	(1) 4月分～11月分 (2) 12月分～翌3月分	(1) 令和5年度（令和4年の所得） (2) 令和6年度（令和5年の所得）
市町村民税非課税世帯	(1) 4月分～8月分 (2) 9月分～翌3月分	同上

## （５）お支払い方法

利用料金のお支払いは「口座振替（引き落とし）」でお願いしています。

入会決定者に対し、手続き用紙を送付いたしますので、取扱金融機関窓口にて手続きをお願いします。なお、口座登録処理が完了するまでは、納付書でのお支払いをお願いします。

※令和5年度以降の利用実績があり、かつ口座登録がお済みの方は手続きが不要です。

※登録口座を変更する場合には、再度、金融機関で手続きいただく必要があります。

## （６）利用料金の滞納

支払期日までにお支払いが確認できない場合には、『督促状』を送ります。利用料金の滞納が長期にわたる場合には、今後の選考に影響が生じることがあります。事情をお聞かせいただき、法的措置を取らせていただくこともありますのでご注意ください。

## （７）その他

利用料金については、市ホームページで詳細をご案内しています。

こちらからご覧ください。(https://www.city.shizuoka.lg.jp/919\_000255.html)





## 5 再度入会申請をする場合は

一度児童クラブを辞退・退会し、年度内に再度申請をする場合、p3の「(1) 提出書類」全てを再度提出してください。

また、既に承認されている入会期間や入会決定クラブを変更する場合は、辞退届を提出のうえ、再度申請をしていただく必要があります。再度選考を行いますので、提出期限(p5「(4) 提出期限」参照)にご注意ください。

## 6 申請内容に変更があったときは

申請後及び入会後に以下の内容に変更があった場合は、入会申請書の提出先(p3「(2) 提出先」参照)に、以下の書類をご提出ください。

変更の内容	提出書類等
勤務先、勤務時間、勤務日数等、就労証明書の内容に変更があった場合	就労証明書
氏名、住所、家族構成、電話番号の変更があった場合	
入会決定前に、入会希望月、入会希望クラブの変更があった場合	放課後児童クラブ届出事項及び希望変更届
入会承認期間内に途中退会をする場合【退会】	
入会決定後、入会の必要がなくなった場合【入会辞退】	
入会不承認中に、入会の必要がなくなった場合【待機辞退】	放課後児童クラブ(退会・辞退・取下げ)届
申請後、入会の必要がなくなった場合【取下げ】	
世帯状況等が変更となり利用料金軽減制度の対象に該当しなくなった場合	放課後児童クラブ利用料金軽減対象者承認取消申出書
世帯状況等が変更となり利用料金軽減制度の対象となる可能性がある場合	放課後児童クラブ利用料金軽減対象者承認申請書
その他	子ども未来課にお問い合わせください

※書類は、市ホームページまたは各児童クラブで入手できます。

## 7 よくある質問

### (1) 入会申請に関する質問

**Q1：育児休業から復職しようと思っています。いつから児童クラブを利用することができますか。**

A1：育児休業復帰日の属する月の初日から利用できます。

<例> 6月1日から育児休業復帰→6月1日から児童クラブの利用が可能

5月31日から育児休業復帰→5月1日から児童クラブの利用が可能

※育児休業が月の途中で終わり、保護者が放課後家庭にいない場合

**Q2：下の子の保育園が決まってから復職の予定です。保育園が決まらなかった場合、復職できませんが、児童クラブを利用することはできますか。**

A2：保育園が決まらず復職の時期が未定になった場合、児童クラブを利用することはできません。そのような事情がある場合は、入会申請書の「児童クラブへの入会が必要な理由」の欄にご記入の上、**子ども未来課へ必ずご連絡ください。**

**Q3：産前産後期間中、児童クラブを利用できる期間を教えてください。**

A3：産前は出産予定日前日から起算して6週間（42日）目の日が属する月の初日から、産後は出産日翌日から起算して8週間（56日）目の日が属する月の末日まで、利用できます。

<例> 出産予定日が7月6日の場合→5月1日から8月31日まで利用が可能

<例> 出産予定日が7月12日の場合→5月1日から9月30日まで利用が可能

**Q4：入会申請をしましたが、利用する必要がなくなりました。手続きは必要ですか。**

A4：「放課後児童クラブ（退会・辞退・取下げ）届」の提出が必要です。届出様式は、各児童クラブまたは市ホームページから入手できます。

入会選考結果の通知が届いていない場合には「取下げ」、入会選考結果の通知が届いている場合には「辞退」に○をつけて各児童クラブに提出してください。

なお、「辞退届」は、**入会承認期間が始まる前までに必ず提出をしてください。**入会承認期間が始まった後に提出した場合、1回も利用がない場合でも利用料金をご負担いただきます。

**Q5：児童クラブを一度退会し、同じ年度内でもう一度利用が必要になった場合、どのような手続きが必要ですか。**

A5：再入会をする場合、全ての提出書類（p3「(1) 提出書類」参照）を再度提出していただきます。

<p><b>Q6：令和6年4月から小学校に入学予定ですが、入学する小学校が確定していません。その場合、複数の児童クラブに申請できますか。</b></p>
<p>A6：複数の児童クラブに申請することはできません。令和6年4月に入学する可能性の高い学校の児童クラブに申請をしてください。なお、申請後に入学予定校が変更となった場合は、子ども未来課へ至急ご連絡ください。</p>
<p><b>Q7：静岡大学教育学部附属静岡小学校を受験する予定ですが、申請期間終了後に受験結果が発表されます。どのように申請したらよいでしょうか。</b></p>
<p>A7：入会申請書の小学校名は「静大附属小」、入会希望児童クラブは、「中央第一」と「中央第二」から選択又は両方を記載してください。また、<u>入会申請書の「児童クラブへの入会が必要な理由」欄の下段に「静大附属小受験予定」とご記入ください。</u>受験の結果、入学する学校が変更となる場合は、<b>令和6年1月19日(金)までに子ども未来課へご連絡ください。</b></p>
<p><b>Q8：入会期間が4月15日～5月15日のような1ヶ月単位での利用はできますか。</b></p>
<p>A8：利用できますが、児童クラブは月単位で1日からの入会となります。そのため、入会希望期間を4月1日～5月末日と申請していただき、2ヶ月分の利用料金を負担していただくことになります。</p>
<p><b>Q9：入会承認通知書が届きましたが、入会期間の変更はできますか。</b></p>
<p>A9：承認されている入会期間を変更する場合には、辞退届を提出のうえ、再度申請書類を全て揃えて申請をしていただく必要があります(再度選考があります)。入会承認期間が始まる前までに辞退届の提出がない場合は、入会期間を変更することはできず、利用料金をご負担いただきます。</p>
<p><b>Q10：現在別居(又は離婚協議)中ですが、児童と同居していない父または母の分の書類の提出は必要ですか。</b></p>
<p>A10：就労証明書の提出の必要はありませんが、離婚協議中と分かる書類の提出(または世帯分離をしていること)が必要となります。入会申請書の「児童クラブへの入会が必要な理由」の欄に現在の状況を詳しくご記入ください。</p>

## (2) 各書類に関する質問

<b>Q11：これから引越しをする予定ですが、入会申請書の住所記入欄にはどこの住所を書けばよいでしょうか。</b>
A11：住所記入欄には、現在の住所をご記入ください。また、欄外に引越先の住所と引越予定日をご記入ください。電話番号を変更する場合は、あわせてご記入ください。
<b>Q12：夏休みから11月まで利用したいのですが、入会申請書の「入会希望期間」欄は、どのように記入すればいいですか。</b>
A12：「7月21日から年度末まで」のチェック欄に「し点」を付け、入会希望期間に令和6年11月末日までとご記入ください。
<b>Q13：父または母が単身赴任をしていますが、就労証明書は必要ですか。</b>
A13：父または母が単身赴任などで同居していない場合でも就労証明書は必要となりますので、ご提出ください。また、入会申請書の「勤務先・学校等」の欄に、勤務先・学校等を記載した後に、「単身赴任」のチェック欄に「し点」を付けてください。
<b>Q14：派遣会社で働いていますが、就労証明書は派遣先と派遣元のどちらにお願いすればよいでしょうか。</b>
A14：就労状況について確認することがありますので、派遣元に就労証明書の記入をお願いしてください。
<b>Q15：4月当初からの入会を希望しますが、3月までの間に雇用期間が終了することが決定していて、その後の就労は未定です。今の就労先で就労証明書を書いてもらってよいでしょうか。</b>
A15：4月以降、雇用の継続が明らかでない場合には、現在の就労先で就労証明書を記入していただくことはできません。就労証明書が提出されるまでは、選考を行うことができませんので、就労先が決まりしだい、申請書類一式を速やかにご提出ください。
<b>Q16：兄弟姉妹で同時期に利用の申請をする場合、提出書類は1部でよいでしょうか。</b>
A16：同時期に利用の申請をする場合であっても、入会申請書、入会申請チェックリスト、児童調書、就労証明書は入会者全員分ご提出ください。就労証明書は写しでも構いません。
<b>Q17：提出する書類は指定がありますか。</b>
A17：入会申請書、入会申請チェックリスト、児童調書については市指定の用紙をご利用ください。就労証明書については、市の様式と同様の内容が記載されている場合は、別様式でも構いません。

### (3) 利用料金軽減に関する質問

**Q18：兄弟姉妹で、下の子が市の児童クラブ、上の子が民間の児童クラブに入会している場合、軽減の対象となりますか。**

A18：一部の民間児童クラブの場合、軽減の対象世帯となります。民間児童クラブへ「放課後児童クラブ利用料金軽減対象者承認申請書」の提出が必要となりますので、申請を希望する場合には、あらかじめ子ども未来課にお問い合わせください。

**Q19：利用料金軽減制度の対象世帯でしたが、年度途中で対象世帯に該当しなくなりました。どのような手続きが必要ですか。**

A19：「放課後児童クラブ利用料金軽減対象者承認取消申出書」をご提出ください。世帯状況の変更により該当しなくなる場合は、「放課後児童クラブ届出事項及び希望変更届」をあわせてご提出ください。書類は各児童クラブにあります。

**Q20：令和6年2月に市外から引っ越してきました。市町村民税非課税世帯に該当しますが、どのような手続きが必要ですか。**

A20：「放課後児童クラブ利用料金軽減対象者承認申請書」及び、転出元の市町村民税課税証明書（非課税証明書）をご提出ください。また、市町村民税課税証明書（非課税証明書）は、写しで構いません。なお、申請を希望する場合には、あらかじめ子ども未来課にお問い合わせください。

#### (4) 入会不承認に関する質問

**Q21：定員超過で入会不承認となりましたが、児童クラブに空きが出たらすぐに利用することができますか。**

A21：入会不承認となった場合、申請された児童クラブで退会者等が出た場合は、再度選考の対象となります。選考の結果、承認となった場合のみ、入会承認の通知をいたします。

**Q22：入会不承認となったため、希望するクラブを追加したいです。**

A22：「放課後児童クラブ届出事項及び希望変更届」をご提出ください。「6 希望」の欄に希望する児童クラブを記入し、クラブへ入会希望月の前々月の末日までにご提出ください。追加した児童クラブも含め、第一希望・第二希望が分かるようご記入ください。再度選考いたします（入会を約束するものではありません）。

**Q23：入会不承認となりましたが、利用する必要がなくなりました。手続きは必要ですか。**

A23：「放課後児童クラブ（退会・辞退・取下げ）届」の提出が必要です。「辞退」に〇をつけて各児童クラブへ提出してください。届出様式は各児童クラブまたは市ホームページから入手できます。



## 1 同意書

(宛先) 静岡市長  
 静岡市が放課後児童クラブ利用料の軽減対象者であるか確認するため、静岡市が保有する私の住民基本台帳、市民税情報、生活保護法による被保護世帯に関する資料、児童扶養手当資料を閲覧、及び使用すること並びに放課後児童クラブ利用料等に関する事項に同意します。  
 また、本申請書類一式に記載した情報を、入会決定後、児童クラブの運営者と共有することに同意します。

**申請書表面に記載した、収入のある保護者及び同居家族全員の名前を自署してください。**

同意者	続柄	氏名	氏名	
	父	静岡 太郎	母	静岡 花子
	祖父(同居)	静岡 一郎	祖母(同居)	静岡 里子
	曾祖母(同居)	静岡 和子		

- 備考 1 「氏名」欄は、児童と同一世帯の方全員(収入のない兄弟姉妹は除く)が自署してください  
 2 この同意により閲覧する情報は、放課後児童クラブ保護者負担額等の決定にのみ使用します

## 2 お迎えについて

① クラブへのお迎え時間 ※クラブは午後7時完全閉所です	17時 30分頃
② 通常時にお迎えに行く方にチェックしてください (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input checked="" type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> ファミサポ
③ ②で回答した方がお迎えに行けない場合、代わりにお迎えに行く方をご記入ください	氏名 静岡 康夫 児童との続柄 兄

## 3 祖父母の状況について

該当する全ての箇所にご記入ください  
 また、ひとり親の場合は一方の祖父母のみをご記入ください

父方祖父 (70)歳	<input type="checkbox"/> 死別又は離別 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 市外在住	就労先等名称	〇〇商事
	住所 静岡市清水区旭町6号8番	就労等の時間	8:30 ~ 17:00
	就労等の日数	1ヶ月あたり(15)日	
同居又は市内在住の場合 ※就労等にチェックをした方は、↑に詳細を記入してください <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 就労等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
父方祖母 (73)歳	<input type="checkbox"/> 死別又は離別 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 市外在住	就労先等名称	
	住所 静岡市清水区旭町6号8番	就労等の時間	: ~ :
	就労等の日数	1ヶ月あたり( )日	
同居又は市内在住の場合 ※就労等にチェックをした方は、↑に詳細を記入してください <input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 就労等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
母方祖父 (67)歳	<input type="checkbox"/> 死別又は離別 <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 市外在住	就労先等名称	〇〇株式会社
	住所 静岡市葵区追手町5番1号	就労等の時間	8:30 ~ 17:15
	就労等の日数	1ヶ月あたり(16)日	
同居又は市内在住の場合 ※就労等にチェックをした方は、↑に詳細を記入してください <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 就労等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
母方祖母 (64)歳	<input type="checkbox"/> 死別又は離別 <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 市外在住	就労先等名称	〇〇株式会社
	住所 静岡市葵区追手町5番1号	就労等の時間	8:30 ~ 17:15
	就労等の日数	1ヶ月あたり(16)日	
同居又は市内在住の場合 ※就労等にチェックをした方は、↑に詳細を記入してください <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 就労等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			

## 4 同居の保護者等の平均帰宅時間について

該当する全ての箇所にご記入ください  
 同居の祖父母が就労等で日中外出している場合は、祖父母について、**なく**ご記入ください

父親の平均帰宅時間 [ 時 分 ]	母親の平均帰宅時間 [ 17時 15分 ]
職場等からクラブ距離等 ( ) Km ( )分	職場等からクラブ距離等 ( 2 ) Km ( 5 )分
祖父の平均帰宅時間 [ 17時 10分 ]	祖母の平均帰宅時間 [ 時 分 ]
職場等からクラブ距離等 ( 1 ) Km ( 5 )分	職場等からクラブ距離等 ( ) Km ( )分

**職場等から児童クラブへお迎えに行く際の時間を記入してください。目安で構いません。**



## 9 放課後児童クラブ一覧表

No	名 称	所 在 地	電話(054)	小学校区
1	辻児童クラブ	清水区辻四丁目3-40	367-7766	清水辻小学校
2	江尻児童クラブ	清水区江尻町14-63	363-2571	清水江尻小学校
3	入江児童クラブ	清水区追分二丁目3-1	367-5963	清水入江小学校
4	岡児童クラブ	清水区神田町4-3	351-4717	清水岡小学校
5	清水児童クラブ	清水区松井町15-1	351-0133	清水小学校
6	不二見児童クラブ	清水区新緑町2-21	336-5010	清水不二見小学校
7	駒越児童クラブ	清水区駒越東町2-20	336-6377	清水駒越小学校
8	三保第一児童クラブ	清水区三保1069-1	335-7177	清水三保第一小学校
9	浜田児童クラブ	清水区浜田町11-1	351-7474	清水浜田小学校
10	飯田児童クラブ	清水区下野中2-40	367-4550	清水飯田小学校
11	高部児童クラブ	清水区押切1115-2	347-2313	清水高部小学校
12	有度第一児童クラブ	清水区有度本町3-1	348-0555	清水有度第一小学校
13	有度第二児童クラブ	清水区草薙杉道三丁目19-1	348-5071	清水有度第二小学校
14	袖師児童クラブ	清水区袖師町420	363-1213	清水袖師小学校
15	庵原児童クラブ	清水区庵原町1723	364-1633	清水庵原小学校
16	興津児童クラブ	清水区興津中町350-1	369-7720	清水興津小学校
17	三保第二児童クラブ	清水区折戸五丁目8-2	335-0009	清水三保第二小学校
18	船越児童クラブ	清水区船越三丁目15-1	351-3376	清水船越小学校
19	飯田東児童クラブ	清水区八坂北一丁目23-40	367-5225	清水飯田東小学校
20	高部東児童クラブ	清水区押切2166 (押切北公園南側) ※小学校敷地内ではありません。	347-4488	清水高部東小学校
21	小島児童クラブ	清水区小島町619	393-3535	清水小島小学校
22	両河内児童クラブ	清水区和田島611 (旧清水和田島小内)	395-2220	清水両河内小学校
23	児童クラブどろん子	清水区蒲原新田二丁目25-1	385-7290	蒲原西小学校

## 【児童館等で実施している児童クラブ】

No.	名 称	所 在 地	電話(054)	小学校区	設置場所等
24	井宮第二児童クラブ *	葵区平和一丁目 5-6-4	221-9802	井宮 ほか	独立施設
25	中央第二児童クラブ *	葵区駿府町 2-80	255-1170	葵・静大附属 ほか	中央体育館
26	上足洗児童クラブ *	葵区上足洗一丁目 8-26	209-5553	横内 ほか	上足洗簡易児童館
27	沓谷児童クラブ *	葵区沓谷四丁目 23-20	263-0855	千代田 ほか	沓谷簡易児童館
28	麻機第二児童クラブ *	葵区有永町 6-1	247-0889	麻機 ほか	麻機児童館
29	瀬名児童クラブ *	葵区瀬名一丁目 19-30	264-0063	西奈 ほか	西奈児童館
30	服織第二児童クラブ *	葵区羽鳥二丁目 12-19	277-3624	服織 ほか	羽鳥簡易児童館
31	羽鳥の場児童クラブ *	葵区羽鳥六丁目 27-14	277-1202	服織 ほか	服織児童館
32	中島第二児童クラブ * 夏	駿河区中島 2992	289-5326	中島 ほか	中島児童館
33	新川児童クラブ *	駿河区新川一丁目 10-5	286-8867	大里西 ほか	新川簡易児童館
34	豊田児童クラブ * 夏	駿河区小鹿二丁目 26-1	281-0108	西豊田 ほか	豊田児童館
35	東源台第二児童クラブ *	駿河区国吉田五丁目 8-14	263-5201	東源台 ほか	独立施設
36	長田児童クラブ * 夏	駿河区上川原 13-1	259-4803	長田東 ほか	オーク長田
37	由比第二児童クラブ * 夏	清水区由比 421-20	375-5585	由比 ほか	由比児童館

\* 小学校敷地外にある児童クラブで、どなたでも申請することが可能な児童クラブです。

「\*印の児童クラブ」は開所日や負担金等が異なります。詳しくは、市子ども未来課  
(054-354-2604)までお問合せください。

「夏」と記載されている中島第二・豊田・長田・由比第二児童クラブは夏休み期間のみ開所  
予定です。夏休み期間以外の電話連絡は、静岡市社会福祉協議会(054-273-8135)ま  
でお願いいたします。

民間児童クラブ一覧（※詳しくは、各児童クラブまでお問い合わせください。）

（令和5年8月1日現在）

No.	名称	小学校区	送迎の有無	送迎学区等	お問い合わせ可能日時 ※年末年始・夏季休業等を除く	備 考
	所在地	電 話	ホームページアドレス			
1	学童保育所こぐまクラブ (第一クラブ・第二クラブ)	井宮北	無	膝横南小・井宮小は路線バス利用	【平日】 13:00~18:00	
	第一クラブ/葵区昭府一丁目2-25 第二クラブ/葵区昭府一丁目20-33	054-270-3007	https://koguma2.wixsite.com/mysite			
2	こぼんだクラブ	葵・附属	無		【平日】 13:00~18:00	
	葵区東草深町20-23	080-4546-3008	https://kopanda-club.jp/			
3	頂（てっぺん）静岡	城北	有	お問い合わせください	【平日】 9:00~17:30	
	葵区唐瀬二丁目9-41	054-297-5571	http://teppen-shizuoka.com/			
4	放課後児童クラブ 虹（なないろ）	千代田	有	葵区（他、要相談）	【平日】 10:00~19:00	
	葵区千代田五丁目4-25	054-340-0066	http://www.nanairo-s.jp			
5	放課後児童クラブ 「ひまわり」	城北	有	竜南小は路線バス利用	【平日】 12:00~19:00	
	葵区池ヶ谷東20-20	090-5623-1564				
6	プチふあみ	西豊田	有	駿河区（他、要相談）	【平日】 10:00~21:00 【土曜日】 12:00~18:00	
	駿河区小鹿一丁目5-18 リハサロもりりのいえ2階	054-269-4370	https://www.puchifami.jp/			
7	スポーツ学童クラブ静岡	長田東	有	長田東小・長田西小・長田南小・長田北小・川原小・中島小・中田小・大塚西小	【平日】 13:00~18:30	
	駿河区東新田二丁目12-10	054-257-4702	http://www.lopta-futsal.com/gakudo.html			
8	石上国語教室 学習サロン ドリームポート	清水入江	有	お問い合わせください	【平日】 13:00~19:00	
	清水区西大曲町9-1 1階	054-378-9099	https://www.kokugokuyoushitsu.com/			
9	コミパキッズクラブ	長田東	無		【平日】 10:00~19:00	
	駿河区みずほ二丁目12-7 コミュニティパークみずほ3階	054-269-5008	http://www.marikonosato.org/kidsclub.htm			
10	なでしこ保育園放課後児童クラブ	—	無		【平日】 8:30~17:15	静岡済生会総合病院及びなでしこ保育園 共同医療機関の医師・看護師及び薬剤師 のお子さんのみ対象
	駿河区小鹿一丁目51-30	054-283-2200				
11	常葉大学教育学部附属橋小学校 放課後児童クラブ『ふそくASクラブ』	—	無		【平日】 8:30~17:00	附属橋小学校に通うお子さんのみ対象
	葵区瀬名一丁目22-1	054-263-1080	https://www.tokoha.ac.jp/fuzoku/			
12	クラブ・バンビーニ	葵・附属	有	森下小、中田小、伝馬町小、横内小、安東小、安西小、記載学区以外も相談可	【平日】 10:00~18:00	
	静岡市葵区馬場町116	054-348-3369	https://club-bambini.com			
13	放課後児童クラブmarbre	千代田・横内	有	横内小・千代田小・竜南小・城北小・安東小	【平日・土曜日】 9:00~19:00	
	静岡市葵区千代田1-12-7	050-5476-6060	https://marbre-az.com/			
14	Crazy Lab.	東豊田	有	東豊田小・東原台小・有度第一小・有度第二小 記載学区以外は要相談	【平日】 11:00~19:00 【土曜日】 8:00~18:00	
	静岡市駿河区聖一色357-1	054-659-4773	https://www.fc-gsa.info/			